

平成27年度 豊橋市立前芝中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。

また、生徒が被害者にも加害者にもなりうる可能性がある。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、家庭との連携を図りながら、学校全体で組織的に対応していきたい。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安全・安心に生活できる場であってはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進めていきたい。

未然防止の基本となるのは、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中で、生徒が安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや学級づくり、学校づくりを行っていくことである。生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出せることを期待したい。

そうした未然防止の取り組みが着実に成果を上げているかどうかについては、日常的にかかわる中で生徒の様子を把握したり、定期的なアンケートや生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取り組みを行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にR P D C Aサイクルに基づく取り組みを継続していく。

2 いじめ防止対策組織

この組織としては、本校に以前より設置している「生活サポート委員会」がその役割を担う。いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

〔構成員〕

校長，教頭，教務主任，校務主任・生活サポート主任，学年主任，生徒指導主事，養護教諭，道徳教育推進担当，スクールカウンセラー，豊橋市教育相談室相談員

(1) 「生活サポート委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- ・生徒及びその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、教職員が生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているかを、定期的に点検する。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」を周知させ、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。

- ・すべての教職員の共通認識を図るため、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修・情報交換を行う。

ウ 生徒や保護者，地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時，学校だよりやホームページ等を通して，いじめ防止の取り組み状況や，学校新聞で学校評価結果等を発信する。

エ いじめの未然防止・早期発見の取り組み

- ・本いじめ防止基本方針と豊橋市教育委員会策定の「いじめの予防，早期発見・早期対応マニュアル」および「子どもの自殺予防マニュアル」をもとに取り組んでいく。

オ いじめに対する措置

- ・いじめがあった場合，あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は，正確な事実の把握に努め，問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については，生活サポート委員会を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また，必要に応じて，外部の専門家，関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も，その後の生徒の様子を見守り，継続的な指導・支援を行う。
- ・調査により明らかになった事実関係について，保護者に情報を適切に提供し，加害・被害双方の協力を求める。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ア 生徒同士の関わりを大切にし，互いに認め合い，ともに成長していく学級づくりを進める。
- イ 生徒の活動や努力を認め，自己肯定感や自己有用感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して，道徳教育・人権教育の充実を図るとともに，体験活動を推進し，命の大切さ，相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し，生徒がネットのルールに基づく正しい利用とマナーについての理解を深め，ネットいじめの加害者，被害者とならないよう，全校集会や学級活動などで継続的に指導する。また，携帯電話のメールを利用したいじめなどについては，より大人の目に触れにくく，発見しにくいいため，学校における情報モラル教育を進めるとともに，保護者についても情報モラルについての理解を求めていく。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ア 教師と生徒との温かい人間関係づくりや，保護者との信頼関係づくりに努め，いじめ等について相談しやすい環境を整える。滯標（生活ノート），個人面談，休み時間中の雑談など，日頃から生徒に寄り添う姿勢を持ち続けるように努め，生徒・家庭との信頼関係を築く。また，日頃から意識をもって生徒を見守り，生徒の表情・服装・態度等の変化を敏感につかんで，声かけをしたり，教師間や保護者と連絡を取ったりする。
- イ 相談室（心の教室）を整備したり，相談箱を設けるなど，生徒が相談しやすい環境を整える。

- ウ 「心のアンケート」や教育相談を定期的実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。「心のアンケート」は、2か月に1回程度実施する（5月・6月・9月・11月・2月）。それに合わせて、教育相談を行う。年3回（6月・11月・2月）は、全生徒対象の相談週間に連携させて行う。生徒対象だけでなく、保護者対象のアンケートも年1回実施する（12月）。
- エ いじめを生まない意識を高揚させるために、人権週間にいじめ防止の標語づくりを行うなど、子どもが主体的に取り組める活動を展開する。また、朝会や学級指導のなかで、規範意識や人権意識をもたせるための作文やできごとを紹介する。
- オ 外部の相談窓口の紹介、周知を図る。スクールカウンセラーや、市の相談室などの関係機関との連携を深める。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「生活サポート委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携して、いじめられた生徒に寄り添い支援を行う。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。事実関係を聴取の後、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得たうえで、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで支援体制をつくり対応をする。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署等とも連携して行う。
ネット上の不適切な書き込みについては、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど、必要な措置を講じる。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、【重大事態発生時の調査対応図】に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「前芝中学校いじめ調査委員会」を設置し、事案に応じてスクールカウンセラー、市の臨床心理士や教育相談員を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

- (4) 市の教育支援コーディネーターを通じて関係機関との連携を取り、加害・被害双方の生徒や保護者の心のケアに努める。

5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取り組み評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施し（12月）、生活サポート委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。

【アンケートの項目】

○教師

- ・いじめ防止に努めている
- ・いじめ問題が起きたときに素早く対応している
- ・生徒の間違った言動や行動に対してきちんと指導している
- ・生徒のことについて親身に相談にのっている

○生徒

- ・先生たちは、いじめ防止に努め、真剣に対応してくれる。
- ・先生たちは、気軽に相談に乗ってくれる。

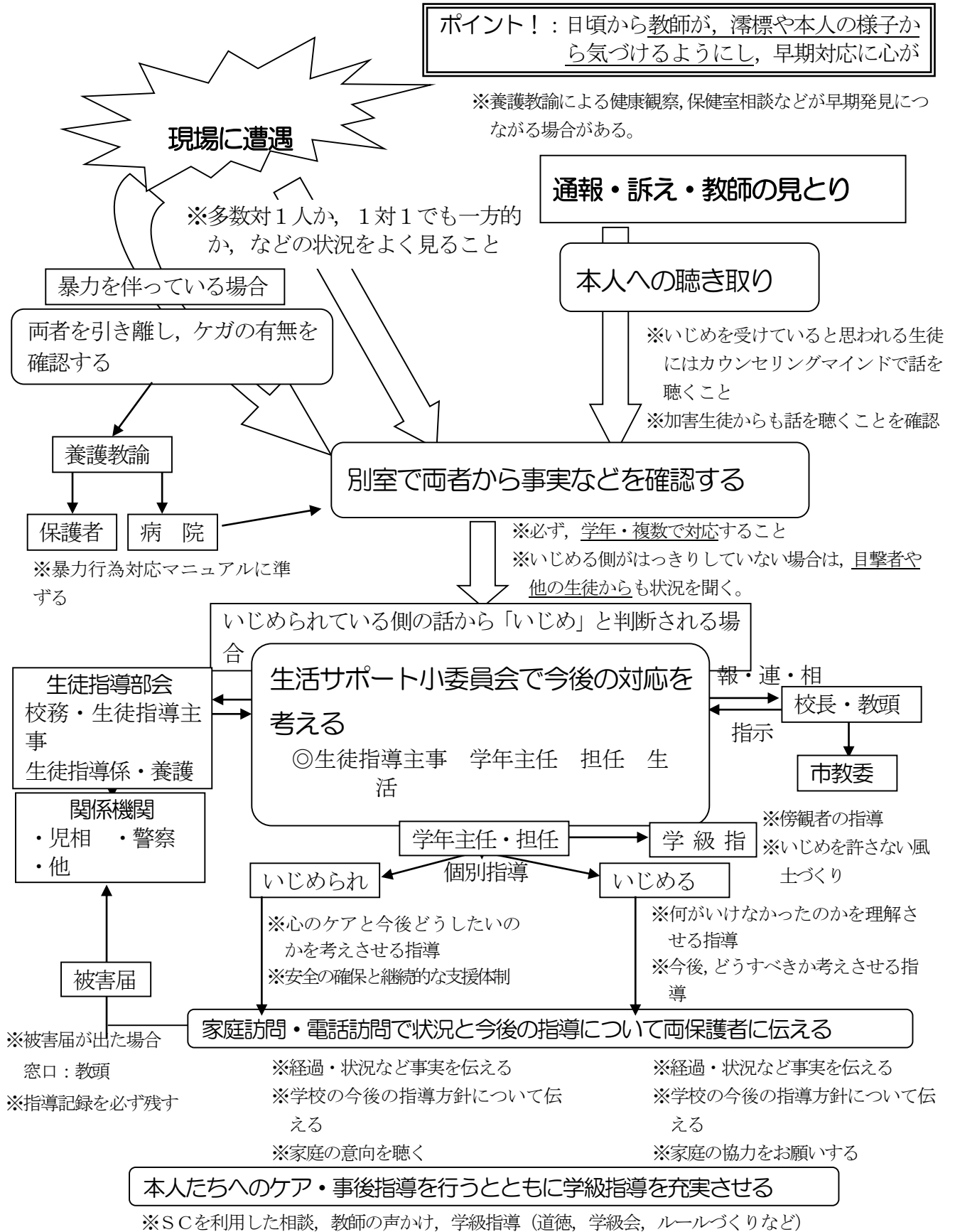
○保護者

- ・学校は、子どもたちの間違った言動に対して、きちんと指導している。
- ・学校は、子どもたちのことについて、親身に相談に乗っている。
- ・学校や先生は、いじめの早期発見に努め、問題が起きたときは素早く対応している。

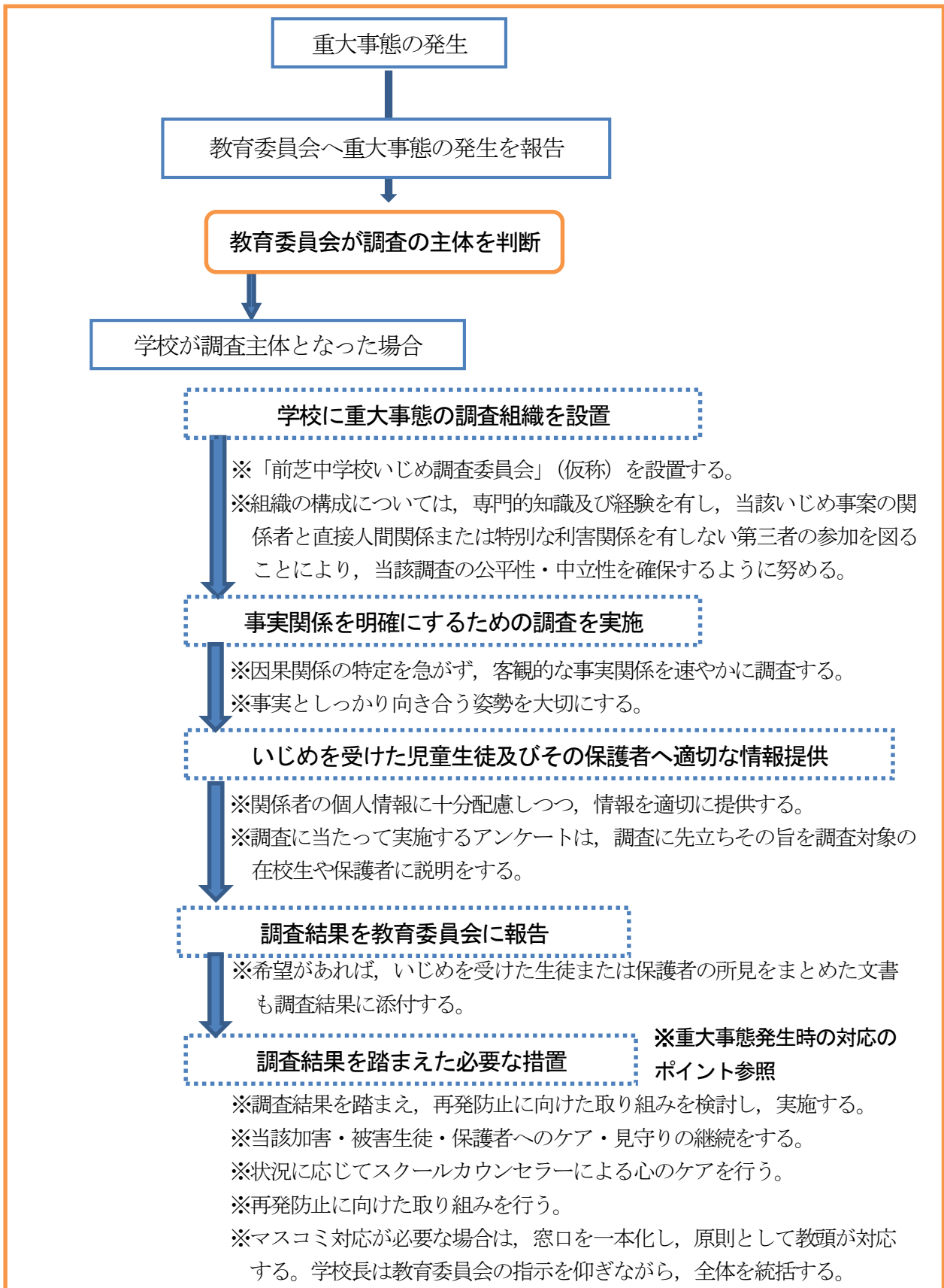
6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回以上計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「豊橋市立前芝中学校いじめ防止基本方針」は、年度当初に保護者への周知を図る。
- (3) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。

前芝中学校いじめ対応マニュアル



【重大事態発生時の調査対応図】



【組織的ないじめ対応のフロー図】

いじめの発生

- いじめの現場を発見した場合は、その場でその行為を止める。
- 情報をつかんだ教職員 → 該当担任 → 該当学年主任 → 生徒指導主事→校務主任（生活サポート主任） → 教頭 → 学校長 の順に迅速に報告をする。
- 重大事案であるかを学校長が判断する。

情報を集める

- 教職員、生徒、保護者、地域住民などから情報を集める。
- 情報は出来事を時系列で正確に把握し、迅速に整理する。

指導・支援体制を組む

- 「生活サポート委員会」（学校長、教頭、教務主任、校務主任（生活サポート主任）、生徒指導主事、事案をつかんだ教職員、該当担任、該当学年主任）により、「いじめ防止緊急対策会議」を開き、対策を練る。
※ただし、場合に応じて、市教育相談室相談員、スクールカウンセラー、養護教諭等も含む。

情報を共有する

- 生徒指導主事から全職員へ状況を報告し、迅速に対応を進める。

指導・支援を行う

生徒への指導・支援

- いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人など）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを認識させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、家庭内の不満やストレスなどがないかを探りながら指導を行う。また、このような不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせるとともに、いじめを

保護者と連携をする

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係生徒宅への家庭訪問や状況説明のための来校依頼の働きかけなどを行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校と家庭との連携方法について話し合う。

- 常に正確な状況把握に努める。
- いつでも情報提供ができるように記録の準備をしておく。

